

非常勤職員の賃金引き上げ

府教委は、5日、「非常勤職員の報酬の単価改定」について提案を行い、府労組連秋季年末闘争による職員賃金が改定されたことを踏まえ、常勤職員の給与改定率(0.78%)に準じて非常勤職員の単価について引き上げを行うとしました。施行期日は4月1日、協議期限は2月17日としています。

◆提案内容（府立高校関係）

		令和2年 4月1日～	(参 考) 現 行	
非常勤講師		<u>2,880円</u>	2,860円	
特別非常勤講師 ①35歳未満、②35歳以上～40歳未満、 ③40歳以上		① <u>3,890円</u>	3,860円	
		② <u>4,090円</u>	4,060円	
		③ <u>4,290円</u>	4,260円	
非常勤 補助員	週29時間勤務者	<u>972円</u>	964円	
	週29時間 未満勤務者	昼間に授業を行う 学校又は課程	<u>1,070円</u>	1,060円
		夜間に授業を行う 学校又は課程	<u>1,160円</u>	1,150円

◆施行期日 2020年4月1日

※下線部が改定箇所

引き続き「全国一律1000円、早期に1500円」実現に向けて取り組みます

非常勤職員の賃金引き上げはこの間の私たちのとりくみと学校現場の世論の反映です。府高教は臨時教職員の待遇改善に全力をあげるとともに「全国一律1000円、早期に1500円」を掲げたとりくみをすすめ、「当たり前」に暮らせる賃金を求めています。

[加入申し込み]

非常勤職員のみなさんを含め、府立高校で働く仲間ならどなたでも府高教に加入できます。要求実現のためには組合員の数が力になります。みなさんの加入を心から呼びかけます。



みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！